

特待生制度（2 年次）細則

（目的）

第 1 条 この細則は、湘北短期大学奨学制度基本規程第 2 条にもとづき、次条以下を内容とする奨学制度（以下「本奨学制度」という。）について定める。なお、この細則で使用する語句の定義は、この細則で定めるものを除き、湘北短期大学奨学制度基本規程の定義と同じとする。

（本奨学制度の名称）

第 2 条 本奨学制度の名称は、「特待生制度（2 年次）」とする。

（本奨学制度の目的）

第 3 条 本奨学制度は、学業成績・人物ともに優秀で、他の学生の模範となり、「社会でほんとうに役立つ人材」として将来の活躍が期待される人材の育成を目的とする。

（本奨学制度の選抜条件）

第 4 条 本奨学制度の選抜条件は、本学 1 年次における学業成績・人物ともに優秀で、他の学生の模範となる学生であることとする。

2. 本奨学制度を適用する者（以下「特待生（2 年次）」という。）の員数は、15 名以内とする。

（本奨学制度の内容）

第 5 条 本奨学制度は、所属する学科の 2 年次の授業料（個別に係る費用を除く。以下同じ。）のうち前期に納入すべき授業料（授業料年額の 2 分の 1。以下「前期分授業料」という。）の免除を内容とする。

2 前項の規定にかかわらず、特待生（2 年次）が「大学等における修学の支援に関する法律」（以下「法」という。）に基づく減免対象者である場合には、法による授業料の減免が優先適用されるものとし、本奨学制度においては、2 年次前期分授業料から法による前期減免額を除いた額の免除を行うものとする。

（選考方法）

第 6 条 本奨学制度の候補者として、各学科長が自己の学科に属する学生の中から、学業成績・人物ともに優秀で特待生（2 年次）にふさわしい学生を選定する。

2. 各学科長は、前項の学生を、奨学金選考委員会に推薦する。

3. 奨学金選考委員会は、前項により推薦された学生の中から 15 名以内の学生を選出し、候補者を決定する。なお、奨学金選考委員会は、原則として、各学科の在籍者数の比率に

応じて按分した数の合計が15名以内になるよう候補者を選出する。

4. 奨学金選考委員会は、選出した候補者を学長に推薦し、学長は、推薦された候補者の中から特待生（2年次）を決定する。

（特待生（2年次））

第7条 特待生（2年次）に決定した学生は、2年次前期分授業料の納入を免除される。

2. 特待生（2年次）は、本学の他の奨学制度を利用することを妨げない。

（事務取扱）

第8条 特待生（2年次）に関する事務は、教務・学生部が行う。

（改廃）

第9条 この細則の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、2021年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条については2023年4月1日からの施行とする。

この細則は、2023年10月1日から施行する。